

保護者各位

豊島区子ども家庭部

保育課長 木山 弓子

令和2年6月分保育料の日割り計算について（お知らせ）

日頃より、区保育行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、みなさまには大変なご不便をおかけしております。

このたびは、4月分保育料に引き続き、登園自粛要請の影響による保育料の日割り計算について、ご案内させていただきます。4月分と手続き方法等変更している部分もございます。ご不明点等ございましたら、お問い合わせください。

記

1. 6月分保育料の考え方等について

(1) 保育料の考え方

6月は1か月間（6月1日～30日）登園自粛要請期間となっております。

登園自粛の有無	保育料
登園自粛をした（1日以上）	<u>日割り計算の対象</u> （登園日のみ保育料徴収対象）
登園自粛をしていない	<u>登園日数にかかわらず全額徴収（通常の月額保育料）</u>

※上記対象者は、豊島区内の認可保育施設に在籍している豊島区民で、0～2歳児クラスかつ月額保育料が発生している児童です。豊島区外にお住まいの方の保育料の取扱は居住自治体に直接お問い合わせください。

※通常の月額保育料が0円の方は日割り計算の対象外です。

(2) 登園自粛について

登園自粛要請にご協力いただく場合は、事前に在籍園にお申し出ください。事前にお申し出いただいた方は、上記（1）の「登園自粛をした（1日以上）」の取扱となります。

※申請書等は特にございません。在籍園に直接ご相談ください。

※登園自粛は1日以上から対象となります。また月途中からの登園自粛も対象です。

※登園自粛は「通常登園する予定であった日」を登園自粛して欠席した場合が対象です。登園する予定のなかった日を予定どおり登園しなかった場合は登園自粛の対象とはなりませんので、ご注意ください。

※お申し出をした方のうち、1か月間1度も登園していない方の保育料は今回0円となります。

2. 6月分保育料の徴収について

(1) 一旦、**通常の月額保育料(6月分)**を徴収させていただきます。

※区立・公設民営・私立保育園に在籍しており、口座振替の登録が済んでいる方は6月30日に口座から引き落としされます。

(2) 「6月1日～30日」の登園自粛要請にご協力いただいた方には、通常の月額保育料と日割り計算をした保育料の差額を**8月分以降の保育料に充当**いたします。

※地域型保育事業は、園により対応が異なります。各園にお問い合わせください。

※6月・7月に退園する方、8月分以降の保育料が0円になる方等は還付手続きとなりますので、別途ご案内します。

3. 6月分保育料の金額について

区ホームページに6月分保育料早見表を掲載しています。参考にしてください。

4. 区立・公設民営保育園の6月分(月極)延長保育料について

項目	内容
取扱い	6月1日～30日の期間で、延長保育の利用を自粛した方は、延長保育を利用した日数分徴収します。 ※延長保育の利用自粛をしていない場合は、月額料金4,000円となります。
料金	1名1回あたり：400円 ※1日単位(スポット利用料と同額) ※10回以上利用した場合は月額料金4,000円と取り扱います。
徴収	6月分は一旦月額4,000円を徴収し、8月分以降に差額を充当します。
手続き	以下の「5. 6月分保育料充当のお手続きについて」をご確認ください。

【例】6月1日～30日の期間に延長保育を5回利用した場合

①徴収金額：月額4,000円(一旦、通常どおり月額4,000円を徴収します。)

②6月分の料金：400円×5回=2,000円

③8月分以降の延長保育料への充当金額：①-②=4,000円-2,000円=2,000円

※本例の場合、2,000円を8月分以降の延長保育料に充当する形の対応となります。

※私立保育園・地域型保育事業の延長保育料は、各園にお問い合わせください。

5. 6月分保育料充当のお手続きについて

保育料及び月極の区立・公設民営保育園の延長保育料について、保育料充当に関する**お手続きの必要はありません。**

上記「1(2)登園自粛について」に記載したとおり、**事前に登園自粛する旨を在籍園にお伝えいただいた方を対象に、保育課入園Gと園の間で登園状況を確認します。**

6. その他

7月分保育料については、7月1日以降登園自粛要請期間が継続した場合、考え方は今回の6月と同様になります。登園自粛要請を解除した場合は、登園の有無に関わらず、通常の月額保育料を徴収します。詳細は区ホームページ等で決定次第公開します。

【問い合わせ先】

豊島区子ども家庭部保育課入園グループ
電話番号：03-3981-2140